

## 福祉医療費公費負担制度の一部負担金等の状況

### 1 重度心身障害者医療（91）

（平成28年8月1日現在）

市 町 名	一部負担金
広島市 府中町 海田町	入院・通院とも無料
福山市	1医療機関につき1日200円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月4日まで、通院月4日まで
坂町	1医療機関につき1日100円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで
上記以外の市町	1医療機関につき1日200円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで

### 2 ひとり親家庭等医療（92）

（平成28年8月1日現在）

市 町 名	一部負担金
広島市 府中町	入院・通院とも無料
福山市	1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月4日まで、通院月4日まで
坂町	1医療機関につき1日200円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで
上記以外の市町	1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで

### 3 乳幼児医療（90）

（平成28年8月1日現在）

市 町 名	対象年齢等	一部負担金
熊野町	入院：中学校3年生まで 通院：就学前まで	入院・通院とも無料
府中町	入院：小学校6年生まで 通院：就学前まで	
廿日市市	入院：中学校3年生まで 通院：小学校3年生まで	①未就学児は入院・通院とも無料 ②小学生以上は、1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで
広島市	入通院とも就学前まで  入通院とも発達障害[*]と診断された小学校1・2年生 ※発達障害者支援法に規定する発達障害をいいます。	①乳児（0歳児）及び乳児健康相談受診者等については、入院は無料、通院は初診料算定時に500円の患者負担額をお支払いいただきます。（月4日まで） ②その他の人（①以外の人）は、1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで
坂町	入院：小学校6年生まで 通院：就学前まで	1医療機関につき1日200円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで
三次市 安芸高田市 安芸太田町 北広島町 世羅町 神石高原町	入通院とも18歳到達後最初の3月31日まで	1医療機関につき1日500円の患者負担額をお支払いいただきます。ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、入院月14日まで、通院月4日まで
三原市 府中市 庄原市 大竹市 大崎上島町	入通院とも中学校3年生まで	
東広島市 海田町	入院：中学校3年生まで 通院：就学前まで	
竹原市 江田島市	入通院とも小学校6年生まで	
尾道市	入院：中学校3年生まで 通院：小学校6年生まで	
呉市 福山市	入院：小学校6年生まで 通院：就学前まで	

\*は、平成28年8月1日から変更となる市町

**一部負担金の取扱いは、必ず受給者証で確認してください。**